確認様式第2

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則第36条

　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の運営に関する基準は，次の号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　4給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置の施行のために，研修の機会を確保するように努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者 | 研修会，実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

外部研修については，受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については，研修内容を記載してください。

行数が足りない場合は，必要に応じてコピー等してください。